

6月相談の案内

※祝日・振替休日は実施しません

相談名	内容	日・曜日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
弁護士法律相談 ※同内容の相談は1回限り	先着8人。各相談日の前週の月曜日午前9時から予約を 先着6人。各相談日の直前の月曜日午前9時から予約を	3・10・17・24日(水)	午後1時半—3時半	生活相談課	弁護士	生活相談課 ☎(740)1333
司法書士法律相談	登記・多重債務・少額訴訟など。先着4人。当日午前9時から予約を	中止	午後1時—4時	生活相談課	司法書士	
家事相談	家族・男女問題など。先着4人。当日午前9時から予約	11・25日(木)	午後1時—4時	生活相談課	元家裁調停委員	
税の相談	先着6人。当日午前9時から予約を	中止	午後1時—4時	生活相談課	税理士	
行政書士相談	契約書・遺言書の書き方。先着6人。当日午前9時から予約を	9日(火)	午後1時—4時	生活相談課	行政書士	
土地境界・測量相談	不動産の測量・表示登記など。先着4人。当日午前9時から予約を	16日(火)	午後1時—4時	生活相談課	土地家屋調査士	
行政相談	国への意見・要望など。当日会場へ	1日(月) 18日(木)	午後2時—4時 午前10時—正午	東谷公民館 生活相談課	行政相談委員	
消費生活・多重債務相談	電話・来所相談	月～金曜日	午前9時—正午、 午後0時45分—4時	消費生活センター	消費生活相談員	
年金相談	国民年金加入・免除・相談など 尼崎年金事務所による出張相談。 ☎06(6482)4591へ電話予約を	月～金曜日 24日(水)	午前9時—午後5時 午前10時—午後2時半	医療助成・年金課 アステ市民プラザ	社会保険労務士 同事務所職員	
特設人権相談	日常生活での人権侵害など。予約を	19日(金)	午後1時—4時	人権推進課相談室	人権擁護委員	
女性のための相談	面接と電話相談。予約を。1回50分 電話相談のみ。☎(759)1857へ	火～木曜日 月・金曜日	正午—午後3時 午前10時—正午	パレットかわにし	専門相談員 他	
心配ごと相談	日々の暮らしにおける不安や悩みごと、心配ごとに関する相談	月曜日 木曜日	午後1時半—4時	市役所1階福祉部 相談室☎(740)1328 キセラ川西プラザ1階 相談室☎(759)8611	民生委員 児童委員	
成年後見制度相談	成年後見制度に関する相談。12日(金)までに予約を	17日(水)	午後1時—4時	キセラ川西プラザ1階 相談室	司法書士	
介護サービス相談	介護サービスの悩みごとなど。電話相談のみ。☎(759)8611へ	9・23日(火)	午後1時半—3時半		市民相談員	
心の相談	専門医による相談。先着3人。前日までに予約を	19日(金)	午後1時半—2時半	市医師会医療会館	医師他	
知的障がい児(者)のための相談	知的障がい者相談員による相談	11日(木)	午前10時—正午	キセラ川西プラザ1階 手をつなぐ育成会	知的障がい者 相談員	
ピアカウンセリング	肢体・視覚・聴覚・精神障がい当事者の相談。予約を	予約制		キセラ川西プラザ1階 相談室	ピアカウンセラー	
DV相談	配偶者などからの暴力に関する相談	月～金曜日	午前9時—午後5時半		専門相談員	
子育ての悩み相談	電話・来所相談	月～日曜日 (第3金曜日は除く)	午前10時—午後4時	アステ市民プラザ	子育て支援相談員	
認知症老人電話医療相談	相談内容を聞き取り、改めて専門医から助言。電話相談のみ	月～金曜日	午前10時—正午		専門医他	
教育相談	子どもの性格・行動・心身の健康・不登校など。面接予約を	月～金曜日	午前9時—正午、 午後0時45分—5時	教育支援センター	臨床心理士 他	
子ども悩みの電話相談	子どものための悩み電話相談	月～金曜日	午前9時—正午、 午後0時45分—5時	教育支援センター	臨床心理士 他	
子どもの人権相談	いじめや体罰など人権侵害への相談と調整。電話・来所相談	月～金曜日	午前10時—午後6時	市役所5階 同事務局相談室	調査相談 専門員	
子どもの育児・発達相談	電話相談可。来園相談は予約を	月～金曜日	午前9時—午後5時半	川西さくら園	同園職員・ 心理相談員	
キャリア・カウンセリング	履歴書の書き方や面接の受け方、適職診断など。1回50分。予約を	1・8・15・22・29日(月)	午後1時—5時	パレットかわにし	キャリア カウンセラー	
労働相談	解雇・労働災害・雇用保険・職場いじめなどの相談。1回20分。予約を	10・24日(水)	午前9時半—11時半	パレットかわにし	社会保険 労務士	
職業相談	求職の相談および紹介	月～金曜日	午前9時—午後5時	パレットかわにし	同センター 職員	
若者キャリアサポート	39歳までの人に対し、就職に向けた相談や労働に関する相談。予約を	月～金曜日 (内容により曜日指定あり)	午前9時—午後5時	パレットかわにし	キャリア カウンセラー 他	
子ども・若者総合相談	中学校卒業後～39歳までの人と家族。ひきこもりなどの相談。予約を	予約制		キセラ川西プラザ	臨床心理士 他	
市民活動・NPO・起業サポート相談	グループ活動やNPO、社会的起業などについての相談。予約を	火曜日	午後1時—5時	パレットかわにし	同センター 職員	
生活困窮者自立相談	生活困窮に関する相談	月～金曜日	午前9時—午後5時半	市役所1階 地域福祉課	相談支援員 就労支援員	

求人

会計年度任用職員の登録

会計年度任用職員(事務員)の登録を随時受け付け。登録の有効期間は受け付け日から1年間で、期間内に雇用を保障するものではありません。
履歴書(写真貼付)に必要事項を書き、市役所4階の職員課へ▽☎(740)1142
留守家庭児童育成クラブ(学童保育)主任支援員
 8月1日採用を若干名。試験は6月28日(日)。
放課後児童支援員か**保育士**、**社会福祉士**、**幼稚園・小・中・高等学校教諭**の資格を持つ人(内定後、放課後児童支援員認定資格研修を受講し、認定資格の取得が必要)▽☎市役所3階の社会教育課に備え付けの申込書に必要事項を書き、6月16日(火)までに同課へ▽☎(740)1215
市立川西病院の看護職員(看護師・看護補助者)
 指定管理者の(医)協和会の職員(正社員・パート)として6月に採用。看護師は夜勤専従も応募可。
 昭和45年4月2日以降に生

募集

奨学資金の新規貸し付け

経済的理由により修学が困難で、市教育委員会が定める所得基準額以下の人に奨学資金を貸し付け。
高校か大学(短期大学含む)に在学(2年生以上可)し、保護者が市内在住(定時制や大学の夜間学部は本人のみが市内在住可)▽☎貸付額は、国立高校生が月2万円、私立高校生と大学生が月3万円(貸し付けの決定は7月下旬の予定)▽☎6月1日(月)から市役所3階の学務課に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を書き、在学校長の推

奨学資金の新規貸し付け

薦を受け、必要書類を添えて6月16日(火)までに学務課へ▽☎(740)1256
人権川柳(標語)コンテスト
 テーマは「身近な生活の中に、人権的視点から思うこと、考えること」。
市内在住・在勤・在学者▽☎☎作品(1人3点まで)、住所、氏名、電話番号を6月15日(月)(消印有効)までに人権推進課へ▽☎(740)1150・☎(740)1151・✉kawano014@city.kawanishi.lg.jp

セミナー

手話奉仕員養成講座(入門編)

市身体障害者福祉協会▽☎6月22日、11月30日の月曜日(祝日は除く)。朝の部は午前10時—正午、夜の部は午後6時50分—8時50分。全21回▽☎キセラ川西プラザ2階▽☎初めて手話を習う人▽☎3300円▽☎各20人▽☎☎市内在住、在勤者優先。6月15日(月)までに朝の部か夜の部、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を障害福祉課へ▽☎(740)1178・☎(759)3136

6月ごみカレンダー

※当日の午前8時半までに出してください。強風時にビンのコンテナが設置されていない場合は、透明または半透明の袋に入れて出してください。詳しくは美化推進課☎(744)1124へ。

町名	燃やすごみ	燃やさないごみ		ビン	カン	大型ごみ	紙・布
		プラスチック製容器包装	ペットボトル				
栄根 下加茂 久代 東久代	火・金曜日			1・15	10・24	4・18	8・22
寺畑 南花屋敷 加茂	火・金曜日			3・17	8・22	1・15	11・25
小花 小戸 栄町 花屋敷	月・木曜日			2・16	12・26	5・19	9・23
中央町 美園町 綿延町 出在家町 丸の内町 滝山町 鶯の森町 萩原 火打 松が丘町 霞ヶ丘 日高町 花屋敷山手町 満願寺町 萩原台 鶯が丘 鼓が滝 湯山台 鶯台 南野坂	月・木曜日			10・24	5・19	9・23	12・26
新田 矢間 矢間東町 西多田 錦松台 多田院 多田院多田所町 多田院西 緑台	火・金曜日			11・25	4・18	8・22	3・17
平野 多田桜木 東多田 向陽台 水明台 清流台	月・木曜日			9・23	3・17	12・26	2・16
石道 虫生 赤松 柳谷 芋生 若宮 清和台 けやき坂	火・金曜日			4・18	11・25	3・17	1・15
大和 見野 東畦野 東畦野山手 長尾町	月・木曜日			5・19	9・23	2・16	10・24
西畦野 下財町 一庫 国崎 黒川 美山台 丸山台 山原 緑が丘 山下町 笹部	火・金曜日			8・22	1・15	11・25	4・18

「紙・布」の日に回収した衣類は通常、海外へ輸出しリユースされますが、新型コロナウイルス感染拡大により輸出できず国内に滞留しています。当面の間、衣類の排出は控えるよう協力をお願いします。